

**情報発信強化事業（ウェブページ・SNS 情報発信）
及びナイトタイム観光推進事業（特設サイト制作）委託業務
企画提案募集要領**

1 業務概要

（1）目的

本県公式観光ウェブサイト「Aichi Now」及び SNS により、引き続き本県の魅力を国内外に向けて双方向に情報発信することで、国内外からの本県の認知度向上及び誘客促進を図るとともに、ウェブサイト及び SNS に対するユーザーの反応等のデータを集約し、観光施策全体でこのデータを活用することで、施策の実施結果と課題の可視化を図る。

また、近年旅行客の情報収集の方法として台頭している MAP 検索機能及び縦型のショート動画投稿を本ウェブサイト及び SNS にも取り入れ、更なる情報発信源としての有用性の向上を図るとともに、2026 年度に開催されるアジア・アジアパラ競技大会により来訪が見込まれる大会関係者や観戦者等に向け、県内全域のナイトタイム観光コンテンツの情報を集約した特設サイトを本県公式観光ウェブサイトの配下に構築し、夜間の「食」や「観光スポット」等の魅力発信を通じてナイトタイム観光の活性化を図る。

（2）業務名

情報発信強化事業（ウェブページ・SNS 情報発信）及びナイトタイム観光推進事業（特設サイト制作）委託業務

（3）内容

別添「情報発信強化事業（ウェブページ・SNS 情報発信）及びナイトタイム観光推進事業（特設サイト制作）委託業務仕様書」のとおり

（4）委託金額の上限

32,286,001 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

（5）契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日（水）まで

（6）委託費の支払方法

精算払とする

2 応募資格

応募の資格者は、情報発信事業において、本県の企画意図を最大限反映し、実施することができる優れた企画力・技術力・ノウハウ等を有し、次の要件を全て満たす法人その他の団体とする。

（1）過去 5 年間に於いて、当委託内容に類する業務実績を有し、本委託業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分に有していること。

- (2) 愛知県会計局が作成した最新の入札参加資格者名簿に登載され、以下の営業種目分類のいずれにも該当する者であること。

表1 応募に必要な業務分類一覧表

業務（大分類）	中分類	小分類	細分類
03. 役務の提供等	03. 映画等製作・広告・催事	02. 広告	01. 広告企画・代行
	07. 調査委託	16. 観光関係調査	—
	08. コンピューターサービス	03. Web ページ作成	—

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。
- (4) 愛知県からの資格指名停止の措置を提案書受付期限に受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (7) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に基づく排除措置を受けていないこと
- (8) 応募は単独に限らず共同事業体等でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。なお、協力会社等と組む場合は、事前に共同事業体協定書の締結をもって共同事業体を結成し、共同事業体等を代表する事業者が応募を行うこと。
- ア 共同事業体等を構成する事業者いずれかが、応募資格の(1)～(3)の要件を満たす者であること。
- イ 共同事業体等を構成する全ての事業者が、応募資格の(4)～(8)の要件を満たす者であること。

3 募集期間

2026 年 2 月 19 日（木）から 2026 年 3 月 16（月）午後 1 時まで

4 企画提案書作成方法

別紙 1 企画提案書作成要領のとおり

5 問合せについて

業務内容についての質問は、2026 年 2 月 25 日（水）正午まで、電子メールでのみ受け付けます。提出の際の電子メールの件名は「情報発信強化事業及びナイトタイム観光推進事業企画提案に係る質問」としてください。

受け付けた質問は、質問者に固有の質問を除き、愛知県 Web サイトに回答を掲載します。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

2026 年 3 月 16 日(月)午後 1 時（必着）

(2) 提出方法

持参もしくは郵送（持参の場合の受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時まで）

※ 提出期限は 3 月 16 日（月）午後 1 時必着のため、注意してください。

※ 郵送の場合は、書留等配達証明が可能な方法としてください。

(3) 提出部数

10セット（正本1セット、副本9セット）

※ 1部ずつセットしてください。

※ ただし、法人等のパンフレットのみ正本1セットで可

(4) 提出仕様

A4判 縦置き横書き左綴じ（A3判を使用するときは3つ折りにする。）

(5) 応募に関する条件等

ア 企画提案書の提出は、1者1案とします。

イ 応募資格を有さない者の応募や、提出物に不備のある場合は、受理しません。

ウ 資料の提出費用は、応募者の負担とします。また、提出資料は返却しません。

エ 提出資料に係る個人情報、当業務の目的に限り利用し、厳重に管理します。

オ 採用された企画提案書の著作権は愛知県に帰属するものとします。

カ 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上で決定します。

キ その他詳細については、県と打合せの上、行うものとします。

(6) その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めません。

なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

(7) 応募に関する問合せ先及び提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎1階

愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課

魅力発信グループ 松田・近藤（秀）

電話 052-954-6476（ダイヤルイン）

FAX 052-973-3584

電子メール kokusai-kanko@pref.aichi.lg.jp

※ 件名は、「情報発信強化事業及びナイトタイム観光推進事業企画提案に係る質問」としてください。

7 企画提案書の選定等

提出された企画提案書について、県が形式審査を行った後、県が設置する企画審査委員会において以下のとおりプレゼンテーション審査を行います。

(1) 日時（予定）

2026年3月25日（水）午後

(2) 会場（予定）

県庁又は周辺庁舎内会議室 ※ 対面のみ・オンライン不可

(3) 審査方法

提出された企画提案書のみを使用し、1者あたり20分程度のプレゼンテーションの後、15分間の質疑応答を行います。プレゼンテーションへの出席に要する費用は、応募者の負担とします。

なお、形式審査を通過した企画提案書が5件を超える場合には、企画審査委員会における企画書の採点及び選定に先立ち、国際観光コンベンション課職員による一次審査を行うことができるものとします。

(4) 審査基準

企画審査委員会においては、**別紙2**企画提案書審査基準について評価し、総合的な審査を行います。

(5) 通知

審査の結果は、確定後速やかに応募者全員に通知します。

(6) 契約

提出された企画提案書が採用された場合、その提出者は当該事業の受託候補者となり、受託候補者と契約に向けた調整や手続き等を経た上で、愛知県と委託契約を締結します。

その際、受託業務内容は、提出された企画提案書に沿ったものとしますが、双方の合意により内容を変更する場合があります。

(7) その他

- ・ 審査にあたっては提出された企画提案書等に基づきますが、追加資料の提出を求められることがあります。
- ・ 審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じません。また、異義申し立ても一切認めません。

8 選定者数

1者

9 スケジュール（予定）

2026年2月19日（木）	企画提案書受付開始
3月16日（月）午後1時	企画提案書提出締切
3月25日（水）	企画審査委員会開催、受託候補者決定
4月1日（水）	契約締結
2027年3月31日（水）	事業完了

10 その他

- (1) 本業務は、本委託業務に係る令和8年2月定例愛知県議会における予算の成立及び国の地域未来交付金（地域未来推進型）事業での交付決定を条件とします。
- (2) 本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約による契約手続きを選択できます。電子契約の詳細については、愛知県のWebページに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

情報発信強化事業（ウェブページ・SNS 情報発信）
及びナイトタイム観光推進事業（特設サイト制作）委託業務
企画提案書作成要領

1 委託業務内容

仕様書のとおり

2 委託料

32,286,001 円を上限とする（消費税及び地方消費税込み）

3 提出書類

(1) 提案応募書（様式 1）

(2) 業務実施体制（様式 2）

(3) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式 3）

(4) 見積書（任意様式、A4 判縦）

※ 宛名：「愛知県知事 大村秀章」

※ 委託業務の見積金額合計、各項目の内訳、課税又は非課税の別を記載すること。

※ 見積書の作成に当たっては、下記の業務内容①及び②について、分けて積算すること。また、共通経費は設けず、業務内容ごとに報告書作成費、管理費等を積算すること。なお、それぞれの委託金額の上限は、次のとおり。

①仕様書 2（3）ナイトタイム観光特設サイトの制作 7,168,645 円

②仕様書 2（3）以外の全て 25,117,356 円

※ 本業務に係る全ての経費について、可能な限り具体的に積算根拠を記載すること。

※ 本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできないが、事業の一部を再委託する場合は、再委託の範囲と再委託先に支払う経費が明らかになるように記載すること。

(5) 企画提案書（任意様式、原則 A4 判）

仕様書を熟読の上、下記事項を順に記載してください。

I 業務実施体制

II 企画内容

① 業務全体の方針（考え方）

② 翻訳体制

③ ウェブサイトの運営・更新について

・情報収集や情報更新の体制等、サイト運営の方針

・サイト構成、デザイン、既存コンテンツの精査と再編集の具体的な実施方法

④ MAP 検索機能の具体的な導入方法とデザイン

⑤ ナイトタイム観光特設サイトの制作・周知について

・トップページ及び次階層ページのラフデザイン

・デザインコンセプト及びデザインのアピールポイント

・コンテンツの具体的な記事内容制作に対する考え方

・テストページの予定サーバー及び外部からのアクセスを制限するための対策

- ⑥ ウェブサイトの保守管理
 - ・利用する CMS とそのアピールポイント
 - ・SEO 対策、WEB 広告等の具体的な方法
 - ・情報セキュリティに対する考え方と具体的な取組方針
 - ・テストページの予定サーバー及び外部からのアクセスを制限するための対策
- ⑦ SNS 運營業務について
 - ・投稿記事制作に対する考え方
 - ・デザインコンセプト及びデザインのアピールポイント
 - ・エンゲージメントを高めるための具体的な施策
- ⑧ アクセス解析の具体的手法及び分析の考え方
- ⑨ 仕様書で示したもの以外に、本事業の目的を達成するのに効果的な施策で、追加で実施できる事項があれば、提案してください。

Ⅲ 過去実績

事業者における類似の事例の実績を記載してください。

- (6) 「共同事業体協定書」の写し（様式4）※ 共同事業体を結成する場合
- (7) 委任状（様式5）※ 共同事業体を結成する場合
- (8) その他資料（法人等のパンフレット、過去の類似業務の実績報告書の写等）

情報発信強化事業（ウェブページ・SNS 情報発信）
及びナイトタイム観光推進事業（特設サイト制作）委託業務
企画提案書審査基準

※ 下線は、配点が高い項目

審査項目	審査の視点
1 業務実施体制等	(1) 類似業務の実績、統括責任者・業務担当者のスキルや経験、他会社との連携などにより、十分なノウハウを備えているか。 (2) 実効性と信頼性のある業務実施体制で、妥当な業務実施スケジュールとなっているか。
2 業務全体の方針（考え方）	業務全体の方針は、委託者の意図を十分理解したもののか。
3 翻訳体制	<u>翻訳業務の実施体制は適切か。</u>
4 ウェブサイトの運営・更新	(1) 情報収集や情報更新等、サイト運営は適切か。 (2) 現行のサイト構成、既存コンテンツを十分に理解した上で、的確な課題の精査と再編集の方法が提案されているか。
5 MAP 検索機能	委託者の意図を十分理解し、目的を達成できる仕様が提案されているか。
6 ナイトタイム観光特設サイト	<u>委託者の意図を十分理解し、目的を達成できる仕様が提案されているか。</u>
7 ウェブサイトの保守管理	(1) 効果的な SEO 対策、WEB 広告等が期待できるか。 (2) 情報セキュリティ対策は適切か。
8 SNS 運営業務	<u>魅力的な投稿記事を制作し、ユーザーから高いエンゲージメントを得られる内容となっているか。</u>
9 アクセス解析	<u>ウェブサイト及び SNS に対するユーザーの反応等のデータが集約され、観光施策全体の実施結果や課題の可視化に活用できるデータの収集・分析をすることができるか。</u>
10 付加的提案	業務を実施する上で効果的な付加的提案（自由提案）があるか。
11 経費見積	企画提案内容に対して妥当なものとなっているか。
12 総合評価	<u>総合的に判断して、本県の公式観光サイト及び SNS として国内外に魅力的な情報発信がなされ、本県への誘客促進が期待できる提案であるか。</u>
社会的取組	(1) 環境に配慮した事業活動（環境マネジメントシステムの導入） <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステムの認証を受けているか。 ・ 自動車エコ事業所の認定を受けているか。 ・ あいち生物多様性企業認証を取得しているか。 (2) 障害者への就業支援（障害者法定雇用率の達成）

- ・ 障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。
 - ・ 名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等（同一人物）を継続して3か月以上雇用しているか。
 - ・ 障害者就労施設等からの調達実績（当該年度又は前年度）があるか。
- (3) 男女共同参画社会の形成（女性の活躍促進）
- ・ あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。
 - ・ 「女性の活躍促進宣言」を提出しているか。
 - ・ えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けているか。
- (4) 休み方改革プロジェクトに係る取組（仕事と生活の調和を含む）
- ・ 愛知県「休み方改革」イニシアチブ賛同企業の登録を受けているか。
 - ・ 愛知県「休み方改革」イニシアチブの項目のうち、「自社だけでなく、取引先とも一緒になって休み方改革を推進」に登録しているか。
 - ・ 愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。
 - ・ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。
 - ・ あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出しているか。
 - ・ くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けているか。
- (5) その他
- ・ あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、エコ通勤優良事業の認証を受けているか。
 - ・ 愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業の登録を受け、活動報告書を提出しているか。
 - ・ 愛知県健康経営推進企業の登録を受けているか。
 - ・ パートナーシップ構築宣言を公表しているか。